



判決内容を伝える原告と支援者ら＝11日、奈良市

# 生活保護 減額は違法

## 奈良地裁 国を9度目断罪

奈良県内の生活保護受給者らが保護基準引き下げ

す。

奈良市で開かれた報告集

者らが保護基準引き下げ

判決は、08年以降の物価

会で、原告の一人、清水範

処分の取り消し等を求めた

下落による「デフレ調整」

子さん(72)は「家賃の共益

「奈良いのちの誓」裁判の

については合理性を欠くも

費は自己負担になる。物価

判決が11日、奈良地裁であ

るので、厚生労働大臣の裁量

高において今の支給額では

りました。寺本佳子裁判長

権の逸脱・乱用だと判断。

生活が大変」と実情を語り

は2013年の生活保護費

一般の低所得世帯との生活

ました。

の基準引き下げは違法だと

実態の乖離を解消する各目

弁護団が声明を発表し、

する判決を下しました。

の「ゆがみ調整」について

「健康で文化的な最低限度

↓全生連が声明の面

は裁量権の範囲だとしまし

の生活を営む権利を具体的に

全国29地裁でたたかわれ

た。また原告が引き下げられ

に保障する勝訴判決だ」と

ている同様の裁判で、国の

た生活保護費を元に戻すと

評価。一方で、引き下げら

違法性を断罪したのは9度

保護費の増額を求めた正当

を認めなかった点は不当だ

目。3月の齊森、和歌山、

保護費の増額を求めた正当

と訴えました。

さいたままに続く原告勝訴で

性を認めませんでした。